

広島県公営企業管理規程第二号

広島県上下水道部組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県上下水道部組織規程の一部を改正する規程

広島県上下水道部組織規程（昭和四十九年公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
（本庁各課の分掌事務等） 第五条（略） 上下水道総務課 一―十五（略） 十六 現金、有価証券及びたな卸資産の出納及び保管並びに記録管理に属すること（流域下水道課の所掌に属するものを除く。）。 十七―二十七（略） 流域下水道課（略）					（本庁各課の分掌事務等） 第五条（略） 上下水道総務課 一―十五（略） 十六 現金、有価証券及びたな卸資産の出納及び保管並びに記録管理に属すること（水道課及び流域下水道課の所掌に属するものを除く。）。 十七―二十七（略） 流域下水道課（略）				
別表（第五十三条関係） 一（略）					別表（第五十三条関係） 一（略）				
職名	職の置かれる組織	職務	備考		職名	職の置かれる組織	職務	備考	
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	
参事	（略）	（略）	（略）		参事	（略）	（略）	（略）	
D X マ ス	課	上司の命を受け、極めて高度の専門的な技術的な業務に從事する。	必要に応じ置く。						
ト シ ヤ リ ス	課	上司の命を受け、専門的な技術的な業務に從事する。	必要に応じ置く。						

この規程は、公布の日から施行する。

附則

		DXシニア アソシエイト				DXアソシエイト								
		課				課								
る。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする困難な情報処理事務に従事する。	る。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする困難な情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、特定事項に関する情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、特定事項に関する情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする情報処理事務に従事する。	上司の命を受け、高度の専門的な技術と必要とする情報処理事務に従事する。	
		必要に応じ置く。				必要に応じ置く。								
